

新潟市子ども読書活動推進計画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 新潟市における子どもの読書活動の推進を図るため、新潟市子ども読書活動推進計画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 新潟市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 推進計画に掲げた事業の実施に関すること。
- (3) 推進計画に掲げた事業の実施について、関係課・機関相互間の調整に関すること。
- (4) 推進計画に掲げた事業についての調査研究に関すること。
- (5) その他子どもの読書活動の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 推進会議に委員長を置き、教育次長（学校管理・生涯学習担当）をもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、推進会議の会議を招集し、その議長となる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は中央図書館に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

部	委員
文化スポーツ部	文化政策課長
観光・国際交流部	国際課長
こども未来部	こども政策課長
	こども家庭課長
	幼保支援課長
保健衛生部	保健所健康増進課長
中央区役所	中央区健康福祉課長
教育委員会	教育次長(学校管理・生涯学習担当)
	教育次長(学校教育担当)
	教育総務課長
	学務課長
	施設課長
	生涯学習推進課長
	学校人事課長
	総合教育センター所長
	学校支援課長
	生涯学習センター長(兼務中央公民館長)
	中央図書館長